

医療扶助に関する検討会

～医療扶助のオンライン資格確認導入についての方向性の整理～

令和2年11月30日

医療扶助に関する検討会

【医療保険におけるオンライン資格確認の導入】

- 令和元年に成立した改正健康保険法等の施行により、令和3年3月から各医療保険制度において、マイナンバーカードを利用したオンライン資格確認が開始される。

【生活保護の医療扶助での対応の必要性】

（事務コストの低減）

- 現在、医療扶助の資格確認においては、月単位で、福祉事務所が委託する医療機関、薬局ごとに紙による「医療券」及び「調剤券」を発行している。こうした紙の医療券等の発行事務は、福祉事務所等にとって事務負担感が強い。
- また、資格の変更をより即時的に確実に確認することができることになれば、保護廃止後の診療報酬請求等の事例を防ぐことができるようになり、福祉事務所、医療機関、薬局等の事務負担が軽減されることが期待される。

（より良い医療の提供）

- 今後、医療保険においては、オンライン資格確認等システムの仕組みを活用し、診察時に特定健診情報等を閲覧することが可能となるほか、閲覧できる医療情報の拡充や電子処方箋の導入等が検討される。
生活保護の被保護者に対しても、こうしたより良い医療サービスの提供の対象とするには、オンライン資格確認等システムが導入されていることが前提となる。

※ なお、医療保険や介護保険では、NDB や介護 DB 等の解析精度向上のための被保険者番号の履歴を活用した仕組みが可能となるが、オンライン資格確認等システムが導入されていない医療扶助はその仕組みが適用されない。

（制度の信頼性の向上等）

- 写真付きのマイナンバーカードによる確実な本人確認と資格確認ができる。
- 今後、医療保険被保険者のマイナンバーカード利用が進み、医療機関等においてカードリーダーを使った資格確認が普及していくことが想定される中、被保護者は大半が医療保険には加入していないため、被保護者のみ医療機関の窓口での資格の確認方法が異なるという状況を避ける必要がある。

【医療扶助の特性を踏まえたオンライン資格確認の導入】

(効率的な制度構築)

- 使いやすく効率的な制度とするため、医療保険のオンライン資格確認等システムの基盤を可能な限り活用する。具体的には、被保護者の資格情報を福祉事務所がオンライン資格確認等システムに登録することとし、医療機関等では、医療保険と同様に顔認証付きカードリーダー等を使用した資格確認を行う。そのための必要な事務は福祉事務所が社会保険診療報酬支払基金に委託することとする。福祉事務所のシステム改修は、可能な限り既存の改修の活用等を含め、効率的に行う方向で検討する。

(医療扶助特有の機能)

- 医療扶助は、自己負担がない一方で、医療保険のように自己の選択する医療機関及び薬局で医療を受けるという制度となっておらず、受診する医療機関等を個別に福祉事務所が決定・委託する仕組みとなっている。この仕組みにより、全体としては外来で特定の医療機関を受診する傾向が高いなど、自己負担を徴収せずに適切な受診を確保している。
- こうした医療扶助における適切な受診を確保する仕組みを維持するため、オンライン資格確認等システムには、氏名、福祉事務所、受給者番号に加え、福祉事務所から委託を受けた医療機関等の情報も登録することとし、委託された医療機関等において医療扶助受給者が資格確認を行った場合、当該医療機関等に医療扶助の実施が委託されている旨が伝わり、請求、審査支払い等が行われる仕組みとする。利便性の高い仕組みとするよう可能な限り速やかに資格等の反映が行われるシステムとするよう、また、福祉事務所が適切に受診状況を把握できるよう検討する。

※ 委託されていない医療機関等についても、被保護者が救急時等に医療扶助による受診をすることがあることから、一定の情報の確認を可能とし、事後的な委託が可能となる仕組みとし、必要な受診に支障がないようにする。このため、被保護者となった段階で、一定の情報をオンライン資格確認等システムに登録することも検討が必要。

注：現在、このような場合には、被保護者が保護決定通知書等を提示する等により資格を医療機関に伝える等の運用がなされている。

※ 重複受診が見受けられるケース等には、福祉事務所が被保護者健康管理支援事業を活用する等により個別に助言・指導を行う。

- 医療扶助には医療保険における被保険者証に相当するものではなく、福祉事務所が医療の実施を委託したことを示すため、医療券等を医療機関等毎に、必要な期間発行する必要があるが、これが事務負担となっているとの意見もある。また、本来は被保護者がその都度医療券等を福祉事務所で受け取り、医療機関等に提示する必要があるが、現在、多くの自治体で被保護者が医療券等を所持しない運用（医療機関等に送付）となっているほか、救急時の受診に課題があるという指摘もある。こうした制度の趣旨と実態を踏まえつつ、被保護者の利便性を高め、制度を効率的かつ適正に運営する必要がある。

マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認には、被保護者にとって医療券を福祉事務所の窓口に取りに行くという手間が不要であり、また、医療機関の窓口で、医療保険制度の被保険者と同様の形で資格確認を行うことができるといったメリットがある。更に、診察時に必要な情報を閲覧できるようになれば、より良い医療サービスの提供を受けることも可能になるといったメリットもある。加えて、マイナンバーカードを用いることにより、医療機関でこれまでよりも確実な資格確認と本人確認を行うことができる。さらに、福祉事務所が医療券を発行する事務負担を軽減することができる。こうした点を踏まえ、今後の普及状況も踏まえつつ、医療扶助の資格確認は原則としてマイナンバーカードにより行う運用とする。

マイナンバーカードは、被保護者にとって取得しやすい公的身分証であり、日常生活や自立に向けた活動にも有用であることといったメリットも踏まえ、取得促進を進める。

- 一方、医療機関等でオンライン資格確認の設備が整っていない場合の受診等については、医療券を併用する等の措置により、必要な受診に支障がないようにする。また、医療現場に混乱が生じないように、運用について検討を行う必要があることや、システム改修に要する期間等を踏まえ、施行までに十分な時間を確保する必要がある。
- オンライン資格確認の導入により、医療扶助においても、医療保険と同様に情報の閲覧が可能となるほか、NDB や介護 DB 等の解析精度向上のための被保険者番号の履歴を活用した仕組みの対象とする。

【その他の課題】

- 現在、紙で福祉事務所と医療機関の間でやりとりが行われている要否意見書について、その役割を踏まえつつ、事務負担の軽減や電子化について検討が必要。

医療扶助に関する検討会 開催要綱

1. 目的

医療保険制度においては、令和3年3月から個人番号カードを用いたオンライン資格確認が施行される予定である。一方で、生活保護の医療扶助については、令和元年12月20日に閣議決定された「新デジタル・ガバメント実行計画」において、個人番号カードを利用したオンライン資格確認について、令和5年度の導入を目指し検討を進めることとなっている。

この閣議決定を踏まえ、医療扶助制度に対応したオンライン資格確認について、制度的・実務的な課題を整理し、実現に向けた検討を行う必要がある。

また、医療扶助については、従来から、頻回受診者等の適正化対策の必要性が指摘されており、こうした課題への対応も必要となっている。

このため、今般、こうした医療扶助に関する諸課題について、検討会を開催し、有識者・自治体関係者からの意見を聴取することとする。

2. 検討会における意見聴取内容

- (1) 医療扶助における個人番号カードの利用、オンライン資格確認
- (2) (1)も踏まえた今後の医療扶助の運用のあり方
- (3) 頻回受診対策等の適正化対策
- (4) その他の医療扶助に関する課題

3 検討会の構成員等

- (1) 検討会の構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 構成員のうち1人を座長として厚生労働省社会・援護局長が指名する。
- (3) 座長は必要に応じ、検討に必要な有識者等の参加を求めることができる。

4. 検討会の運営

- (1) 検討会は厚生労働省社会・援護局長が別紙の構成員の参集を求めて開催することとし、検討会の庶務は社会・援護局保護課で行う。
- (2) 検討会の議事は、原則として公開する。

医療扶助に関する検討会 構成員名簿

おおた 太田	まさひこ 匡彦	東京大学大学院法学政治学研究科教授
おがた 尾形	ひろや 裕也	九州大学名誉教授
おしお 小塩	たかし 隆士	一橋大学経済研究所教授
しんぼ 新保	みか 美香	明治学院大学社会学部教授
すずき 鈴木	しげひさ 茂久	横浜市生活福祉部長
とよみ 豊見	あつし 敦	日本薬剤師会常務理事
のだ 野田	せいいち 誠一	兵庫県地域福祉課長
はやし 林	まさずみ 正純	日本歯科医師会常務理事
ふじむら 藤村	むつひと 睦人	高知市福祉管理課長
まつもと 松本	きちろう 吉郎	日本医師会常任理事

(敬称略・五十音順)

医療扶助に関する検討会 検討経過

第1回 令和2年7月15日

○医療扶助に関する現状と課題について

○検討会の今後の進め方について

第2回 令和2年10月21日

○オンライン資格確認の方向性の整理について